

申請の手続について

1 対象となる人

ロシアがウクライナを攻めているため、ウクライナにいと命が危ないという理由で「短期滞在」で日本に来たウクライナの人（ウクライナに住んでいる外国人も含みます。）で、日本でしたいことに合ったほかの在留資格<外国人が日本でできること。仕事をすることができる、学校に行くことができる、家族と生活することができるなど>に変えることができない人

2 申請の内容

「特定活動（1年）」（仕事をすることもできます）に変えることができます。

※ ウクライナがどうなるかわかるまでは、在留期間更新許可申請<在留期限<外国人が日本にすることができる最後の日>を長くする手続>をすることができます。

3 申請の時に提出する書類

(1) 在留資格変更許可申請書（様式U（その他））

※ 16歳以上の人は顔写真も必要です。

(2) 申請の対象となる人であることが分かるもの（例：パスポートの写し（コピー）や、パスポートの出入国のスタンプなど）

(3) 理由書

(4) 身元保証書